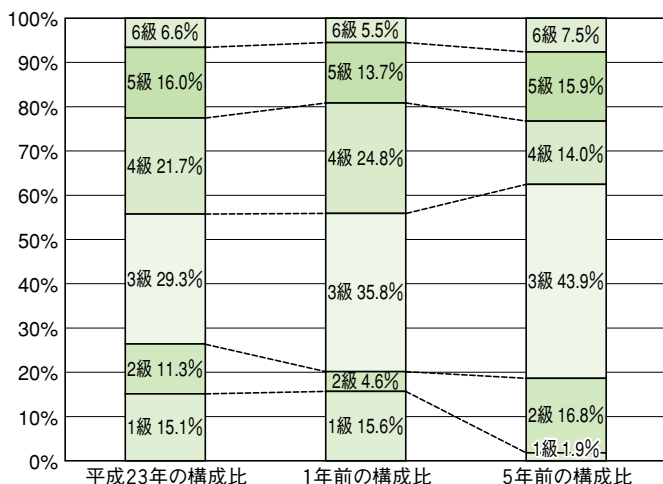


4 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	会計管理者・部長・参与	7人	6.6%
5級	課長・参事・主幹	17人	16.0%
4級	副主幹	23人	21.7%
3級	主査・技術主査	31人	29.3%
2級	主任・主任技師	12人	11.3%
1級	主事・技師	16人	15.1%

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、部長級を除く全職員の勤務評定を実施しています。
勤務評定基準日:年2回(5月1日、11月1日)
勤務評定の結果に基づき、昇給に反映させています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町									
1人当たり平均支給額(平成22年度)	1,355千円								
(平成22年度支給割合)	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>2.60月分</td> <td>勤勉手当</td> <td>1.35月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1.45)月分</td> <td></td> <td>(0.65)月分</td> </tr> </table>	期末手当	2.60月分	勤勉手当	1.35月分		(1.45)月分		(0.65)月分
期末手当	2.60月分	勤勉手当	1.35月分						
	(1.45)月分		(0.65)月分						
(加算措置の状況)	<table border="0"> <tr> <td>職制上の段階、職務の級などによる加算措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理職加算</td> <td>39,600円～66,400円</td> </tr> <tr> <td>役職加算</td> <td>5%～15%</td> </tr> </table>	職制上の段階、職務の級などによる加算措置		管理職加算	39,600円～66,400円	役職加算	5%～15%		
職制上の段階、職務の級などによる加算措置									
管理職加算	39,600円～66,400円								
役職加算	5%～15%								

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、部長級を除く全職員の勤務評定を実施しています。
勤務評定の結果に基づき、勤勉手当の成績率を決定しています。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

笠松町		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	—	24,434千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	554千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	184,767円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	2.29%		
手当の種類	4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護等	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死等死体の死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回 300円
火葬手当	死体の火葬作業に従事する職員	火葬作業	1回1,700円
	獣畜死体等の火葬作業に従事する職員		1回 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	22,702千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	223千円
支給実績(平成21年度決算)	22,976千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	261千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		11,422千円	193,593円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に対応して支給 月額27,000円以内	同じ		3,764千円	268,844円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額 自動車等利用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円～24,500円	同じ		5,355千円	60,171円
管理職手当	課長級以上の管理職員に対して役職に応じて支給 39,600円～66,400円	異なる	支給される金額	14,167千円	590,283円